

一般用自動車共済にご加入のみなさまへ

# 自動車共済が リニューアル!

**New!**

## before

これまでの  
一般用自動車共済は...

ご契約者さまが  
ご自身でセレクト

項目	
<input checked="" type="checkbox"/> 対人賠償	1億円
<input checked="" type="checkbox"/> 対物賠償	3,000万円
<input checked="" type="checkbox"/> 搭乗者傷害保障	1,000万円
<input type="checkbox"/> 人身傷害保障	
<input type="checkbox"/> 車両保障	等

## after

安心のパック化!

- 1 相手方への保障が**無制限**で**自動付帯**に!
- 2 ご自身とご家族の保障が**必須付帯**に!
- 3 35歳以上限定保障も**設定可能に!**
- 4 ゴールド免許用掛金が**適用可能に!**

万一のときも**より安心に!**

\*自家用8車種の場合に限ります。

※記名被共済者さまが「法人」の場合は除きます。

## 1 相手方への保障が**無制限**で**自動付帯**に!

### 対人賠償

(他人を死傷させたとき)  
共済金額

**無制限**



### 対物賠償

(他人の車やモノをこわしたとき)  
共済金額

**無制限**



自動付帯

### 対物超過修理費用保障付

しかも

対物事故によって生じた相手自動車の修理費用がその時価額を超えた場合でも、超過部分について50万円を限度に、過失割合に応じた額をお支払いします。  
※6か月以内に相手自動車を修理する場合に限ります。



ワンポイント  
コラム

多くの方が**対人賠償・対物賠償の「無制限」**を選択されています!

事故の相手方への賠償は裁判で高額な損害額が認定されるケースもあり、平成25年度の統計では対人賠償はほとんどの方が、対物賠償も9割以上の方が「無制限」で加入されています。

出典:平成25年度 損害保険料率算出機構統計集

99.4%

対人賠償「無制限」  
加入率

91.5%

対物賠償「無制限」  
加入率

## 2

# ご自身とご家族の保障が**必須付帯**に!

人身傷害保障または**傷害定額給付保障**のいずれかにはご加入いただきます。

## 人身傷害保障



### 過失割合に関係なく

ご契約金額の範囲内で、**共済金をお支払い**します。  
相手方との示談交渉を待たずに、**総損害額を先行してお支払い**できます。\*1.\*2

#### 死亡されたとき

#### 後遺障害が残ったとき

#### 治療費等

自動車事故により、ご契約のお車に搭乗中の方(運転者を含みます)が傷害・所定の後遺障害を被られたり、または死亡された場合(ご自身やご家族が、他の自動車に搭乗中もしくは歩行中などの自動車事故も対象となります)に、過失割合に関係なく、ご契約金額の範囲内で、共済約款において定めた基準に従い共済金をお支払いします。もちろん、自損事故の場合も保障します。\*1 総損害額は、共済約款において定めた基準により算定した額となります。  
\*2 総損害額すべてを先行してお支払いするためには、総損害額以上の保障額の設定が必要となりますので、十分な金額でのご加入をおすすめします。

## 傷害定額給付保障

定額で共済金をお支払いします。

#### 死亡されたとき(死亡共済金額)

ご契約のお車に  
搭乗中の場合  
**1,000万円  
~100万円**

ご契約のお車に  
搭乗中以外の場合  
**一律300万円**

#### 所定の後遺障害の状態になられたとき

ご契約のお車に  
搭乗中の場合  
**死亡共済金額の  
100%~4%**

ご契約のお車に  
搭乗中以外の場合  
**300万円の  
100%~4%**

#### 傷害を被り、医師の治療等を受けられたとき

治療等を受けた日数が  
1日~4日の場合  
1事故につき  
**1万円**

治療等を受けた日数が  
5日以上の場合  
1事故につき  
**10万円**

上記共済金は、「標準型」を選択した場合の金額です。「倍額型」を選択いただいた場合は、「傷害を被り、医師の治療等を受けられたとき」の共済金の額がそれぞれ倍額となります。  
※人身傷害保障および傷害定額給付保障の両方に加入することもできます。※被共済者限定特別を付加し、被共済者の範囲を限定することで、共済掛金を抑えることができます。



### 過失相殺分は、相手方から支払われません!

自動車の事故では、事故の当事者の両方に過失がある場合がほとんどです。ご自身の過失に相当する部分は、相手方からは支払われません。



被害総額5,000万円のうち、**ご自身の過失部分の20%**に当たる1,000万円は**過失相殺**され、**相手方からは支払われません。**

## 3 運転者一定年齢限定保障特約の**35歳以上限定保障**も設定可能に!

追加 **35歳以上限定保障**

運転される方の年齢によりご契約条件を選択できます。運転される方のうち最も若い方の年齢にあわせてお選びください。

これまでの  
一般用  
自動車共済



※限定保障する年齢条件が高いほど共済掛金はお安くなります。※設定された年齢未満の方が運転しているときに生じた事故については、共済金をお支払いできません。ただし、ご自身または同居のご家族等以外の方が運転していた場合は年齢条件を適用しません。

## 4 **ゴールド免許用掛金**が適用可能に!



記名被共済者さまの運転免許証が「ゴールド免許」の場合、ゴールド免許用に設定されたお得な共済掛金が適用されます。

※適用には、一定の条件があります。

記名被共済者さまが法人の場合はご契約内容が異なります。詳しくはお近くのJAにお問い合わせください。

- 一部の用途車種(原動機付自転車、農耕作業用小型特殊自動車、農耕作業用大型特殊自動車の場合または被共済自動車が被けん引自動車の場合)については、■のみの契約(対人賠償および対物賠償が「無制限」での契約)、または、車両保障の単独契約(賠償責任保障なしの契約)にてお引き受けすることができます。詳しくはお近くのJAにお問い合わせください。
- 、■については、個人使用の自家用8車種に限ります。
- は自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽乗用車、自家用小型貨物自動車、自家用普通貨物自動車(最大積載量0.5トン以下)、自家用普通貨物自動車(最大積載量0.5トン超2トン以下)または特種用途自動車(キャンピング車)をいいます。
- につきまして、これまでの一般用自動車共済にご加入の場合、ご契約のお車の用途車種によっては、「21歳以上限定保障」や「26歳以上限定保障」も設定できない場合があります。なお、これまでの一般用自動車共済で「21歳以上限定保障」や「26歳以上限定保障」を設定できなかった用途車種において、一部設定できるようになりました。
- につきまして、これまでは家庭用自動車共済のみ適用が可能でした。

この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書(契約概要)」を必ずご覧ください。また、ご契約の際は、「重要事項説明書(注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

お問い合わせは

**JA相馬村 共済課**